

条例制定・改正

教育委員長と 教育長が一本化

教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した「新教育長」を置く法改正があったため、関係する条例の整備をするものです。

教育委員会の委員定数を4名から3名にする等の変更がありました。ただし現教育長の任期中は現行のままです。

（全員賛成で可決）

飛島村議会委員会 条例を一部改正

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く内容の法改正に伴い改正しました。

（全員賛成で可決）



教育長室

海部地方教育事務 協議会規約の協議

教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く内容の法改正に伴い、委員構成を関係市町村の教育長と委員の代表者1名とするもの。

（全員賛成で可決）

保育の利用者 負担額が変更に

保育所・保育園の利用者負担について、子ども・子育て支援法に基づき利用料等の徴収方法について条例で定める必要があるため、保育料及び利用料徴収条例を廃止し、新たに利用者負担額等を定めるものです。

平成27年4月1日から施行。

（全員賛成で可決）

指定介護予防支援事 業者の基準を定める

介護予防のための効果的な支援の方法に関し、厚生労働省で定められている指定介護予防支援事業者に関する基準を、村の条例で定めることとされたため、条例を制定するものです。

平成27年4月1日から施行。

（全員賛成で可決）

地域包括支援 センターの基準を 定める

地域の自主性及び自立性を高めるため、地域包括支援センターの職員や運営についての基準を、村の条例で定めることとされたため、条例を制定するもの。

平成27年4月1日から施行。

質 疑

問 今までも地域包括支援センターはあって、課の中の職員がその仕事をしていた。今回1人は専任で配置するということだがどうなるのか。

答 組織的には今までも法に基づいた設置要綱で職員を配置しているもので、状況としては変わらない。

（全員賛成で可決）

渚地区整備計画の 制限について決定

良好な住宅地整備のため、渚地区整備計画の区域内の建築物や敷地に適用となる制限事項を定めました。渚地区でも当該地区整備計画の区域外は適用区域にはなりません。

平成27年10月1日から施行。

（全員賛成で可決）

口腔保健サービスと 環境整備を推進

歯と口腔の健康づくりを推進し、村民の健康水準を向上させることで「日本一の健康長寿の村づくり」に寄与するため、条例を制定するもの。

公布の日から施行する。

（全員賛成で可決）

行政指導の透明性 と公平性を確保

法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度を新設し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、国民の権利・利益の保護に資する。

平成27年4月1日から施行。

（全員賛成で可決）

制限の抜粋

建築物の用途の制限	一戸建て住宅又は兼用住宅
敷地面積の最低限度	200㎡
建ぺい率の最高限度	10分の5以下
容積率の最高限度	10分の10以下
壁面の位置の制限	敷地境界線までの距離を1m以上
垣又はさくの構造の制限	生垣若しくは透視性のあるフェンス又は鉄さく
高さの最高限度	敷地の地盤面から10m以下

新たな特別職を追加

産業医、まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員、嘱託栄養士を追加します。

○産業医

年額18万円

○まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員

日額1万800円

○嘱託栄養士

月額20万円以内

平成27年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

保育所の利用基準を変更

保育所を利用できる者を、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号または第3号のいずれかに該当する、認定を受けた児童とするようになりました。

平成27年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)

介護保険料の額改定

第6期飛鳥村介護保険事業計画の策定に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料額を改定しました。

3年に一度、次の期間のサービス給付見込み等を推計し、介護保険料を決めるものです。

平成27年4月1日から施行。

質疑

問 今回の改正では保険料の負担がかなり増大しているがなぜか。

答 第5期では借入れもしているし、施設への入所等により給付費が増加したことで、保険料が高くなります。

問 給付費が増えないよう、介護にならないような健康づくりの施策は何か考えているか。

答 新たな予防事業については横の連携を取りながら進めていく。

討論

反対：橋本 渉議員

国は自治体の自主性を認めておらず、法そのものに問題点がある。今回の改正では保険料が増大し、利用料も2割になる人もあり住民負担の増大になるので反対する。

賛成：村上雅之議員

これは第6期飛鳥村介護保険事業計画の策定に伴い、保険料額の改定及び介護予防、日常生活支援総合事業等の開始日について経過措置を規定するものであるため賛成する。

(賛成多数で可決)



特別養護老人ホーム「やすらぎの里」

大宝一時避難所完成

大宝一時避難所が3月に完成のため、避難所として4月から使用可能になりました。平成27年4月1日から施行。

(全員賛成で可決)



大宝避難所 2F避難室

契約変更

(仮称) 大宝地区

津波一時避難所の工事費増額

契約の金額 4億4701万2000円を

4億9379万5440円に変更

契約の相手 大日本土木株式会社(名古屋市)

契約の方法 元請負人による随意契約

(全員賛成で可決)

村道の路線認定

認定する路線

路線番号	路線名称	起点側地番	終点側地番
830	元起30号線	元起一丁目69番地先	元起一丁目75番地先
1025	新政成25号線	大字古政成四丁目53番地先	大字新政成二丁目1番1地先